

———第 1 章 次世代育成支援行動計画について———

第1章 次世代育成支援行動計画について

1 策定の目的・背景

我が国における急速な少子化の進行に対する取り組みと、次代の社会を担う子ども達が、健やかに生まれ育つ環境づくりのため、『次世代育成支援対策推進法』が平成 15 年 7 月 16 日に公布・施行され、同法に基づき、平成 17 年度（2005 年度）から 10 年間、次世代育成支援に関する取り組みを集中的・計画的に進めるため、全国の自治体において次世代育成支援に関する行動計画が策定されました。

計画の初年度である平成 17 年は合計特殊出生率 1.26 と過去最低値となり、翌年の平成 18 年は 1.32 とわずかながら回復したものの、依然として少子化の傾向は続いています。

また、この間、平成 19 年には『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針』、『子どもと家庭を応援する日本重点戦略』、平成 20 年には、『新待機児童ゼロ作戦』、『社会保障の機能強化のための緊急対策～5 つの安心プラン～』などが示され少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換が望まれているところです。

これら新たな少子化対策の方向性や、前期 5 か年の計画の進捗状況・達成状況、前期行動計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえて、「女性の就業率上昇を含めた、中長期的な需要動向を勘案した上での、サービス必要量を見込んだ計画的な基盤の整備」や「利用者の視点に立った点検・評価」など、新たな視点による見直しが必要となっています。また、後期行動計画の策定にあたっては、多様な主体による参画・協働の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、「前期行動計画」の計画期間終了に伴い、新たに平成 22 年度を初年度とする「稲敷市次世代育成支援後期行動計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、『次世代育成支援対策推進法』第 8 条第 1 項に基づき、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育など本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定するものです。

本計画は、本市の総合計画を始め各種の部門別計画との整合・調整、また、関連部署との連携を図りながら策定します。

3 計画の期間

『次世代育成支援推進法』は平成17年から10年間の時限立法であり、市町村行動計画は『次世代育成支援対策推進法』第8条第1項において、5年を1期として策定することとなっています。

本市は、平成17年3月22日に、旧江戸崎町、旧新利根町、旧桜川村、旧東町が合併して誕生しました。旧4町村においては、平成16年度に「次世代育成支援行動計画」を策定しましたが、本市の誕生に伴い、平成17年度に新たな「稲敷市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応した「子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会」を計画的に構築するための指針としました。

こうした経緯を踏まえ、本市計画の期間を平成18年度～平成26年度までの9年間とし、平成18年度～平成21年度の4か年の前期行動計画を策定し、事業・施策を推進してきました。

前期行動計画の計画期間終了に伴い、平成22年度～平成26年度の5か年の後期行動計画を策定することとします。

